

(写)

令和6年8月5日

長野地方最低賃金審議会
会長 倉崎 哲矢 殿

長野地方最低賃金審議会
長野県最低賃金専門部会
部会長 倉崎 哲矢

長野県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月3日、長野地方最低賃金審議会に付託された長野県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、労使の意見がまとまらず、別紙3の公益委員見解を基に別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり令和6年7月25日付け中央最低賃金審議会の「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月1日発効の長野県最低賃金（時間額908円）は令和4年度の長野県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当専門部会の総意として、別紙4のとおり、政府に対して、強く要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	倉崎 哲矢
	沼尾 史久
	山本 恭子
労働者代表委員	櫻井 由紀夫
	竹村 進
	山口 正巳
使用者代表委員	井出 康弘
	犛山 典生
	山岸 章

長野県最低賃金

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間998円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年10月1日

長野県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 長野県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 9 0 8 円
- (3) 発 効 日 令和 4 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

18 ~ 19 歳 ・ 単身世帯者

(2) 対象年度

令和 4 年度

(3) 生活保護水準 (令和 4 年度)

生活扶助基準 (第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費) の長野県内人口
加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 (94,993 円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額 (注) と上記 2 の (3) に
掲げる金額とを比較すると長野県最低賃金が下回っているとは認められな
かった。

(注) 1 箇月換算額

908 円 (長野県最低賃金) × 173 . 8 (一箇月平均法定労働時間数)

× 0 . 807 (可処分所得の総所得に対する比率) = 127,353 円

令和 6 年 8 月 5 日

長野県最低賃金の改正決定に関する公益委員見解

長野県最低賃金専門部会は、長野地方最低賃金審議会に付託された長野県最低賃金の改正決定について、県下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている状況、最低賃金法の目的、県下の経済雇用状況、賃金実態調査等を十分考慮するとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配意して、審議を行ってきたところである。

しかしながら、当専門部会において、労使の意見がまとまらず、遺憾ながら結論を見いだすことができなかった。

このため、令和 6 年度長野県最低賃金の改正決定について、令和 6 年 7 月 25 日に中央最低賃金審議会から答申された令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安を十分参酌することに加え、前述の事情を総合的に勘案し、当専門部会の公益委員による見解を下記のとおり取りまとめた。

なお、公益委員としては、労使双方とも公益委員見解を尊重し、全会一致での結審を期待する。

記

- 1 最低賃金額については、時間額を 50 円引き上げて 998 円とする。
- 2 適用使用者及び適用労働者の範囲並びに除外賃金は現行どおりとする。
- 3 発効日は、令和 6 年 10 月 1 日の指定日に発効する。
- 4 当専門部会として、別紙のとおり、政府に対して、強く要望する。

長野県最低賃金専門部会の政府に対する要望について

- 1 今年度の改正額は、特に中小企業・小規模事業者にとっては、原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、賃金支払能力の点で厳しいものであり、継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性が不可欠であるとともに、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。
- 2 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層の実効性ある支援の拡大・拡充を強く要望する。
- 3 下請取引の適正化については、中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。

長野県最低賃金専門部会総意の政府に対する要望について

- 1 今年度の改正額は、特に中小企業・小規模事業者にとっては、原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、賃金支払能力の点で厳しいものであり、継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性が不可欠であるとともに、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。

- 2 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層の実効性ある支援の拡大・拡充を強く要望する。

- 3 下請取引の適正化については、中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。

長野県特定最低賃金改正決定「申出書」(写)

- 1 計量器等製造業 1 ~ 3 ページ
- 2 はん用機械器具等製造業 4 ~ 6 ページ
- 3 各種商品小売業 7 ~ 9 ページ

(写)

2024年 7月 29日

長野労働局長

三浦 栄一郎 殿

長野県長野市県町532-3

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、
光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会

委員長 山口 正巳



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業を営む使用者に使用される労働者

産 業 分 類	使用者数	労働者数
E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・ 理化学機械器具製造業		
E274 医療用機械器具・医療用品製造業		
E275 光学機械器具・レンズ製造業		
E281 電子デバイス製造業		
E282 電子部品製造業		
E283 記録メディア製造業		
E284 電子回路製造業		
E285 ユニット部品製造業		
E289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		
E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		
E292 産業用電気機械器具製造業		
E293 民生用電気機械器具製造業		
E294 電球・電気照明器具製造業		
E295 電池製造業		
E296 電子応用装置製造業		
E297 電気計測器製造業		
E299 その他の電気機械器具製造業		
E301 通信機械器具・同関連機械器具製造業		



E302 映像・音響機械器具製造業		
E303 電子計算機・同附属装置製造業		
E323 時計・同部分品製造業		
E3297 眼鏡製造業（枠を含む）		
計	1, 290	65, 137

※上記労働者数から、適用除外労働者数を差し引いた適用労働者数58, 319名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業は長野県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金（時間額983円）の改正決定を求めるものである。
- (3) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書
- (4) 申請代表者に対する委任書
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会設置要綱

以 上

「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業においては、賃金構造基本統計調査で規模・性間格差が明確になっています。

本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合せて改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

記

1. 令和5年賃金構造基本統計調査(厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」)より推計

(1) 長野県製造業(E)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(E28)

		1,000人以上		100~999人		10~99人	
		時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率
製造業	男	2,284円	100.0%	1,887円	82.6%	1,658円	72.6%
	女	1,670円	73.1%	1,351円	59.2%	1,208円	52.9%
電子部品・デバイス	男	2,751円	100.0%	1,696円	61.7%	1,659円	60.3%
	男 ~19歳	1,256円	45.7%	-	-	1,074円	39.0%
	男 20~24歳	1,461円	53.1%	1,372円	49.9%	1,356円	49.3%

比率欄の指数は、それぞれの業種規模1000人以上男性の時間あたり賃金を100とした比率
-の表示は労働者が極端に少なく表示するのに適当でないため

2. 2024年春季賃上げ妥結状況

(1) 長野県産業労働部労働雇用課調べ(公表:2024年7月23日・最終報)

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
電子部品	11	13,038円	4.78%	9,423円	3.42%
電気機器	21	10,805円	4.06%	9,221円	3.48%
全産業	172	9,989円	3.81%	7,557円	2.93%
300人未満	97	8,283円	3.37%	6,493円	2.73%
300人以上	50	11,275円	4.15%	7,923円	2.96%
1000人以上	25	14,035円	4.61%	10,216円	3.40%

(2) 連合長野調べ(2024年7月23日現在、製造業・企業規模別集計)

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	23年妥結実績
電機・精密	29	10,997円	7,303人	12,598円	8,144円
製造業計	74	11,049円	16,363人	13,061円	8,686円
内300人以上	27	13,598円	10,856人	14,061円	9,991円
内100人以上	25	11,422円	4,560人	11,613円	9,458円
内99人以下	22	7,495円	947人	8,577円	7,075円

(写)

2024年 7月 29日

長野労働局長
三浦 栄一郎 殿

長野市県町532-3
長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・
同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金対策委員会
委員長 齋藤 政彦



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者に使用される労働者

産 業 分 類	使用者数	労働者数
E252 ポンプ・圧縮機器製造業		
E253 一般産業用機械・装置製造業		
E259 その他のはん用機械・同部分品製造業		
E261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）		
E262 建設機械・鉱山機械製造業		
E264 生活関連産業用機械製造業		
E265 基礎素材産業用機械製造業		
E266 金属加工機械製造業		
E267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業		
E269 その他の生産用機械・同部分品製造業		
E271 事務用機械器具製造業		
E272 サービス用・娯楽用機械器具製造業		
E311 自動車・同附属品製造業		
E313 船舶製造・修理業、船用機関製造業		
計	1, 617	46, 326

※上記労働者数から、適用除外労働者を差し引いた適用労働者数41, 618名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金



3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業は長野県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金（時間額994円）の改正決定を求めるものである。
- (3) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書
- (4) 申請代表者に対する委任書
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業， 船用機関製造業最低賃金対策委員会設置要綱

以 上

「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業においては、賃金構造基本統計調査で、規模・性間の格差が明確になっています。

本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合せて改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

記

1. 令和5年賃金構造基本統計調査(厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」)より推計

(1) 長野県製造業(E)、輸送用機器製造業(E31)

		1,000人以上		100~999人		10~99人	
		時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率
製造業	男	2,284円	100.0%	1,887円	82.6%	1,658円	72.6%
	女	1,670円	73.1%	1,351円	59.2%	1,208円	52.9%
輸送用機器	男	-	-	1,768円	-	1,343円	-
	男~19歳	-	-	1,055円	-	-	-

比率欄の指数は、それぞれの業種規模1000人以上男性の時間あたり賃金を100とした比率
-の表示は労働者が極端に少なく表示するのに適当でないため

2. 2024年春季賃上げ妥結状況

(1) 長野県産業労働部労働雇用課調べ(公表日:2024年7月23日・最終報)

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
一般機械	20	9,739円	3.69%	8,106円	3.17%
輸送用機器	15	13,247円	4.87%	9,117円	3.37%
全産業	172	9,989円	3.81%	7,557円	2.93%
300人未満	97	8,283円	3.37%	6,493円	2.73%
300人以上	50	11,275円	4.15%	7,923円	2.96%
1000人以上	25	14,035円	4.61%	10,216円	3.40%

(2) 連合長野調べ(2024年7月23日現在、製造業・企業規模別集計)

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	23年妥結実績
機械・自動車	27	11,678円	7,284人	14,144円	11,013円
製造業計	74	11,049円	16,363人	13,061円	8,686円
内300人以上	27	13,598円	10,856人	14,061円	9,991円
内100人以上	25	11,422円	4,560人	11,613円	9,458円
内99人以下	22	7,495円	947人	8,577円	7,075円

(写)

2024年 7月 29日

長野労働局長
三浦 栄一郎 殿

長野市県町532-3 県労働会館3F
長野県各種商品小売業最低賃金対策委員会
委員長 齊藤 直子



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県各種商品小売業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者

産 業 分 類	使用者数	労働者数
I561 百貨店, 総合スーパー		
I569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)		
計	48	4,425

※上記労働者数から、適用除外労働者を差し引いた適用労働者3,938名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県各種商品小売業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金(時間額950円)の改正決定を求めるものである。
- (2) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書
- (4) 申請代表者に対する委任書
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県各種商品小売業最低賃金対策委員会設置要綱



以 上

<添付書類>

総括

1. 合意の効力の及ぶ長野県における各種商品小売業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲	
	組合・事業所数	労働者数
労働協約	1組合	2,202人
機関決定	1組合・事業所	181人
個別同意署名	0事業所	0人
合計	2組合・事業所	2,383人

(1) 賃金の最低額に関する協定の適用を受ける労働者の内訳

No.	労働組合名	適用労働者数
1	イオンリテールワーカーズユニオン	2,202人
計	1組合	2,202人

(2) 改正決定が必要であると決議した労働組合の組合員数

No.	労働組合名	組合員数
1	東急グループ労組ながの東急百貨店支部	181人
計	1組合・事業所	181人

改正決定が必要であると署名した事業所・企業の労働者数

No.	事業所名	労働者数
1		0人
計	0事業所	0人

「長野県各種商品小売業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県各種商品小売業においては、賃金構造基本統計調査で規模・性間格差が明確になっています。本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合って改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

記

1. 令和5年賃金構造基本統計調査(厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」)より推計

(1) 卸売業・小売業(1)、小売業(156~61)

		1,000人以上		100~999人		10~99人	
		時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率
卸売業 小売業	男	1,944円	100.0%	1,721円	88.5%	1,721円	88.5%
	女	1,309円	67.3%	1,140円	58.6%	1,290円	66.4%
小売業	男	1,850円	100.0%	1,689円	91.3%	1,669円	90.2%
	男 ~19歳	-	-	-	-	-	-
	男 20~24歳	1,523円	82.3%	1,323円	71.5%	992円	53.6%

比率欄の指数は、それぞれの業種規模1000人以上男性の時間あたり賃金を100とした比率
-の表示は労働者が極端に少なく表示するのに適当でないため

2. 2024年春季賃上げ妥結状況

(1) 長野県産業労働部労働雇用課調べ(公表:2024年7月23日・最終報)

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
卸売業・小売業	9	11,651円	4.32%	9,336円	3.60%
全産業	172	9,989円	3.81%	7,557円	2.93%
300人未満	97	8,283円	3.37%	6,493円	2.73%
300人以上	50	11,275円	4.15%	7,923円	2.96%
1000人以上	25	14,035円	4.61%	10,216円	3.40%

(2) 連合長野調べ(2024年7月23日現在、非製造業・企業規模別集計)

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	23年妥結実績
非製造業計	42	8,819円	8,914人	12,262円	7,126円
内300人以上	17	12,979円	7,351人	13,792円	8,804円
内100人以上	9	5,148円	842人	4,216円	6,767円
内99人以下	16	6,464円	721人	6,065円	6,129円

3. 労働協約ケースから公正競争ケースに変更して申出を行った理由

東急グループ労組での賃金交渉が遅れており、今現在労働協約が未締結のため、協定書を提出できない。